



発行 東京都

目次

告示

○平成二十九年第四回東京都議会定例会の招集……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……

○介護保険法による指定市町村事務受託法人の変更……

○（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）……

告示

●東京都告示第七百二十七号

平成二十九年第四回東京都議会定例会を、十二月一日に招集する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第七百二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第六百八

十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

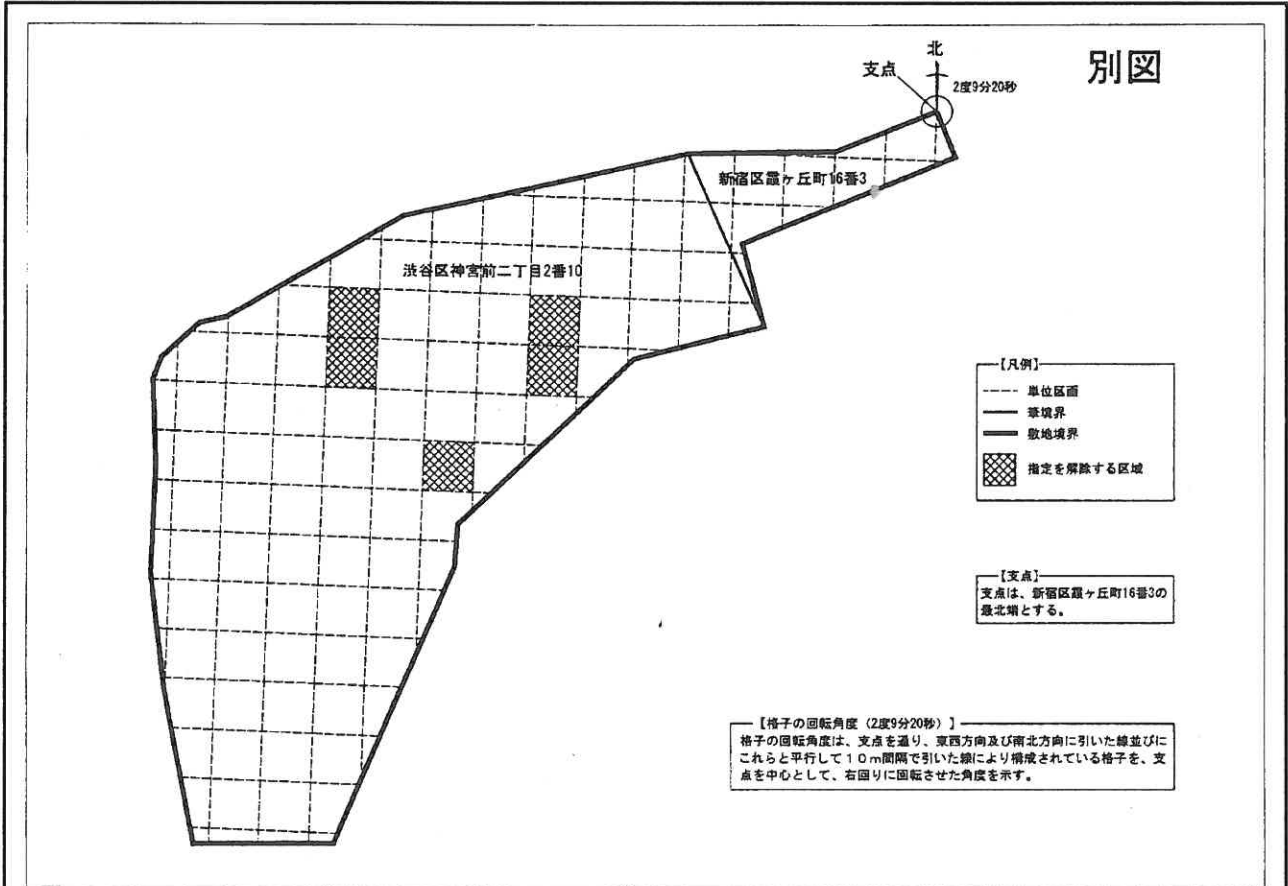
平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区神宮前二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第七百二十九号

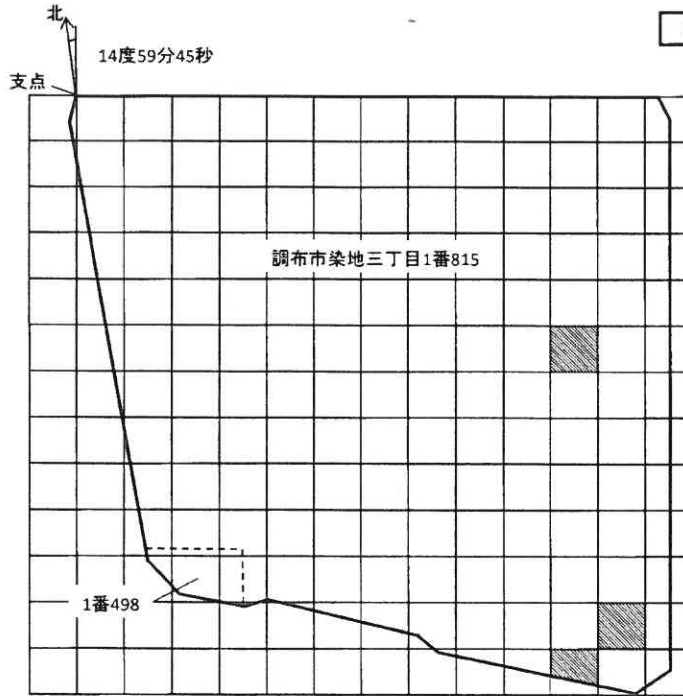
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(調布市染地三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

【凡例】
 ———— : 単位区画
 ———— : 敷地境界
 - - - - : 筆境界
 ■■■■ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（14度59分45秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調布市染地三丁目1番815の最北端とする。

●東京都告示第七百三十号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の規定により指定した指定市町村事務受託法人から、同令第十一条の三第一項の規定により変更の届出があったので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
特定非常 人東京都 介護支援 専門員研 究協議会	事務所 の所在 地	東京都千代 田区飯田橋 三丁目十一 番四号七セ ントラルビ ル二〇一号	東京都千代 田区飯田橋 二丁目九番 三号かすが ビル十階	平成二十一 年六月二十 八日